

にしてつホーム《延長保証サービス》のご案内



つぎの **10年** も
かわらない **安心** を。

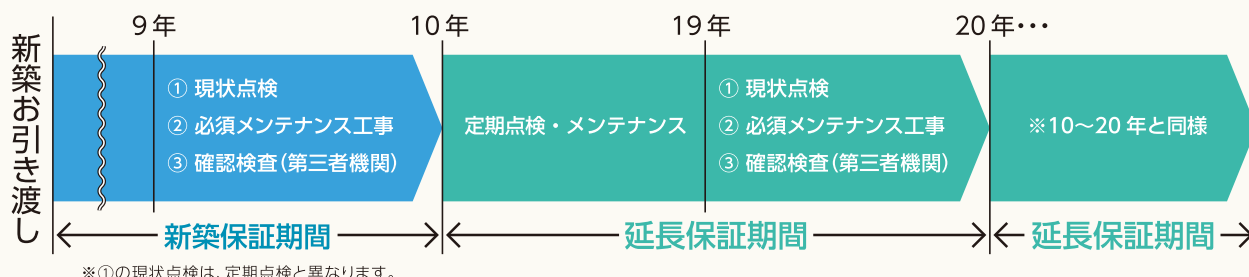


新築から10年目のタイミングで必須メンテナンス工事を実施していただくと、
住宅の基本構造部分の**保証期間**を**10年間延長**できるサービスです。
さらにその後も10年ごとに必須メンテナンス工事を実施していただくことで、
延長保証を継続することも可能です。

にしてつホームの《延長保証サービス》が「**新築からずっとかわらない安心**」をご提供いたします。

延長保証内容

● 延長保証のイメージ

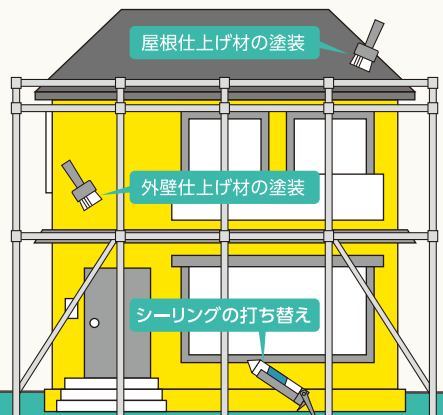


※①の現状点検は、定期点検と異なります。

● 必須メンテナンス工事とは？(例)

工事部位	工事内容	備考
屋根・笠木	板金部分の表面塗装工事およびシーリング工事	金属屋根は全面
外壁	全面の表面塗装工事およびシーリング工事	開口部等含む
外部木部	雨水の浸入に係わる木部の表面塗装	
バルコニー・陸屋根	防水層の保護塗料の塗装工事	陸屋根等含む
建物基礎	白蟻予防工事	

●必須メンテナンス工事とは、対象住宅の基本的な構造体力性能または防水性能を維持または回復させる工事を指します。●必須メンテナンス工事は、にしてつホームによる施工といたします。●上記は工事が主に発生する部位・内容例を示したものです。対象住宅の状況により、必須メンテナンス工事の内容が変わる場合がございます。詳しくはスタッフにお尋ねください。



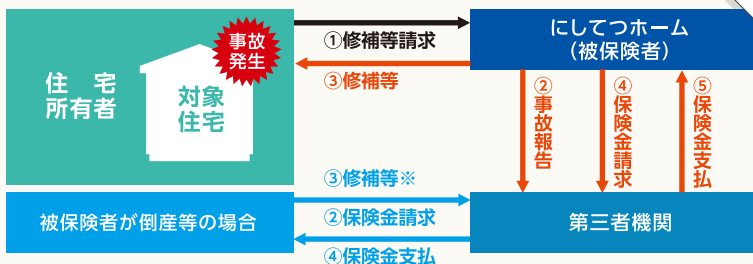
裏面へつづく ▶

● 延長保証のしくみ

- にしていっホームが指定する住宅の性能を維持または回復させる必須メンテナンス工事と、第三者機関の確認検査が必要です。

※ にしていっホームは、延長保証の裏付けとして延長保証保険に加入します。対象住宅に事故が発生し、にしていっホームが倒産や廃業等により相当の期間を経過しても補修等の延長保証責任が履行されない場合は住宅所有者から直接保険金を請求できます。

▼ 事故発生時の流れ



※ ③の修補等は、住宅所有者が選定した代替事業者が行います。

● 保険の対象(補修個所の例)

【保険の対象となる住宅の基本構造部分】

▶ 構造耐力上主要な部分

基礎、壁、柱、小屋組、床版、梁等の、住宅の自重や積載荷重を支える部分

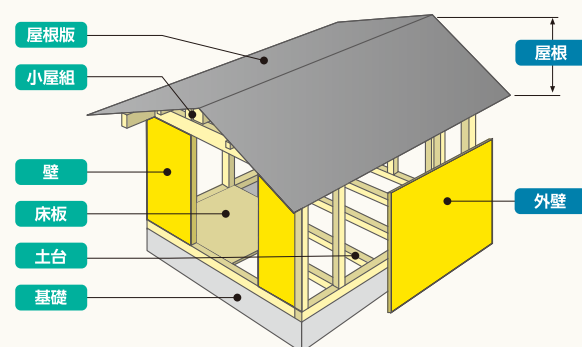
▶ 雨水の浸入を防止する部分

- ・ 屋根と外壁、および屋根と外壁の開口部に設ける戸や枠、建具
- ・ 雨水用の排水管のうち屋内等にある部分

▼ 構造耐力上主要な部分

屋根版
小屋組
壁
床板
土台
基礎

▼ 雨水の浸入を防止する部分 ▼



住宅の基礎構造部分やメンテナンス工事の瑕疵・不具合が原因で事故が生じた場合に補修を行います

保険事故	保険事故の具体的事象	担保期間
構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合	・ 梁や床版のたわみ・傾斜 ・ 基礎の不同沈下	保険期間に同じ
雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合	・ 屋根からの雨水浸入(雨漏れ) ・ ベランダ・窓廻りからの雨水浸入(雨漏れ)	

※ 天変地異やその他、外来の事由など、免責事由がございます。



● 保証期間

10年間	初 回	・ 10年目に必須メンテナンス工事を完了する場合は、10年満了日の翌日から10年間。 ・ 10年満了日以降に必須メンテナンス工事を完了する場合は、現場検査日の適合日から10年間。 ※ 10年満了日とは新築後最初の引渡日から10年を経過する日が該当します。
------	-----	---

● 保証金額 2,000万円

概 算 費 用

保証金額
2,000万円

● 延べ床面積100㎡以上125㎡未満の場合の一例

保険料 (非課税)	45,350円	● 概算費用合計 約 2,300,000円
必須メンテナンス工事 (税込)	2,200,000円	
検査手数料 (税込)	19,250円	

※ 必須メンテナンス工事の概算費用については、屋根・外装塗装工事及び防水工事、白蟻予防工事を行った場合の概算費用の目安となります。実際の項目及び費用とは異なりますのでご注意ください。

詳しい内容のお問い合わせ、メンテナンスリフォーム、お住まいのお困り事、なんでもお気軽にご相談お任せください。



あなたの住まいのいちばん近くに。
にしていっホームのアフターサービス



0120-89-2412

